

都市整備局・住宅政策本部業務体験発表会
(令和5年度)
概要書

発表テーマ	東京みんなでサロン～ウクライナ避難民交流バージョン～の取組について
発表の概要	<p>都は、令和4年3月からウクライナ避難民の方を都営住宅に受け入れており、令和5年10月末時点で受入実績が300組469名となっている。</p> <p>都営住宅に入居した避難民の方が、異国の地で地域に溶け込み安心して暮らすためには、身近な団地居住者の方々との良好なコミュニケーションを図ることが必要である。</p> <p>そこで、都営住宅経営部経営企画課では、ウクライナ避難民の方と団地居住者の方との交流の機会を提供している。</p> <p>本発表では、令和4年度から開催している「東京みんなでサロン～ウクライナ避難民交流バージョン～」(ウクライナサロン)の取組を紹介する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 ウクライナ避難民の都営住宅への受入れの経緯2 ウクライナサロン実施の経緯・背景3 ウクライナサロン実施に向けた進め方4 令和4年度のウクライナサロンの開催状況5 令和5年度に向けた実施に向けて6 令和5年度のウクライナサロンの開催状況7 多言語対応の取組

東京みんなでサロン～ウクライナ避難民交流バージョン～の取組について

1 ウクライナ避難民の都営住宅への受入れ

1-1 都営住宅への受入れの経緯

(1) 都営住宅への受入れ表明

令和4年2月24日、ロシアがウクライナに軍事侵攻を開始したため諸外国に避難する多くのウクライナ人が発生する事態となり、同年3月2日、岸田内閣総理大臣から、ウクライナから避難された方々の日本での受入れを進めていくことが表明された。これを受け、都では速やかに都営住宅への受入れを進めることとし、同年3月7日には、小池知事が都議会予算特別委員会にて「国から都営住宅等の提供について要請があった場合には、国と連携し、都としてウクライナの方々を支援していく」旨を答弁し、同年3月11日には、記者会見において「国からの要請に速やかに対応できるよう準備を進めている」「都営住宅を既に100戸確保した。状況に応じて、今後700戸まで拡大できる」旨を発表した。

(2) 都営住宅の確保

ウクライナ避難民への提供住戸については、建替事業等での居住者の移転先として確保している住戸のうち、当面の使用予定がなく、住戸内の補修・点検に時間がかからない住戸を活用することとした。

当初の100戸は、区部3団地及び市部2団地の合計5団地から確保した。

なお、都営住宅経営部内では住戸の確保のほか、申込受付体制や備品の調達・配備体制について東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）との調整や、受入れに係る規定の整備（基本方針や目的外使用許可の取扱方針）の準備、国への確認・情報収集（関係省庁の動向やウクライナ避難民の証明方法の確認等）を行うなど、すぐに受入れを開始できるよう、準備に着手した。

1-2 都営住宅の提供

住宅の支援が必要なウクライナ避難民の方に対しては、都営住宅を目的外使用許可により、無償で提供することとした。

当初3か月の使用許可期間だったが、ウクライナ侵攻の収束の見通しが立たないため、令和4年6月に使用許可期間を1年に延長した。その後、令和5年3月に更に1年間延長し、現在に至っている。使用許可期間の延長に当たっては、都度、東京都公有財産管理運用委員会に付議した。

なお、令和4年3月28日に最初の入居があつて以降、受入れ避難民の数は着実に増加を続けている。令和5年9月末時点では受入れ数が291組458名となった（令和5年9月29日知事会見）。

出入国在留管理庁が公表しているウクライナ避難民の入国者数をグラフにしたものが図1であるが、令和5年9月末までの入国者数の合計は2,514名であり、単純計算で、入国したウクライナ避難民の約18%を都営住宅で受け入れていることになる。

(単位:人)

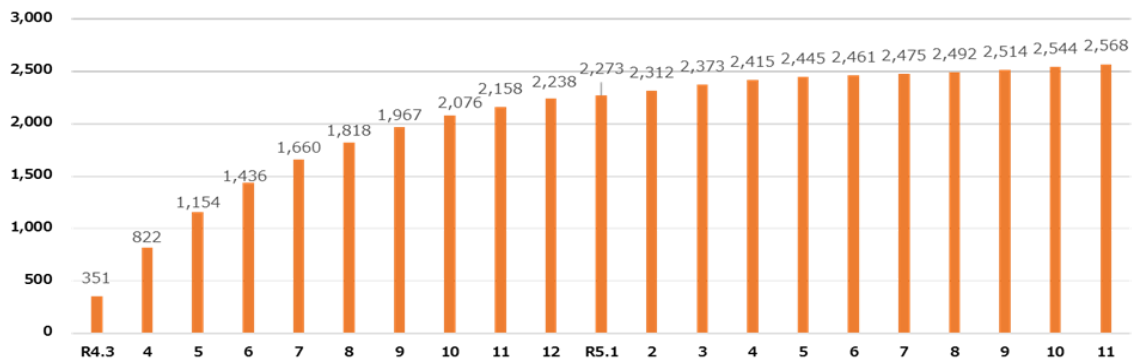


図1 ウクライナ避難民の入国者数の推移

1-3 都のウクライナ避難民への支援策

都では、都営住宅への受入れ以外にも、ウクライナ避難民への支援として、専用の相談窓口を設置し、生活支援や就労・就学支援などきめ細やかな支援を行っている(図2)。

住宅政策本部は、政策企画局、生活文化スポーツ局、福祉局等と連携しながらウクライナ避難民への住まいの支援を行っている。

【参考】ウクライナから避難された方々への都の支援策

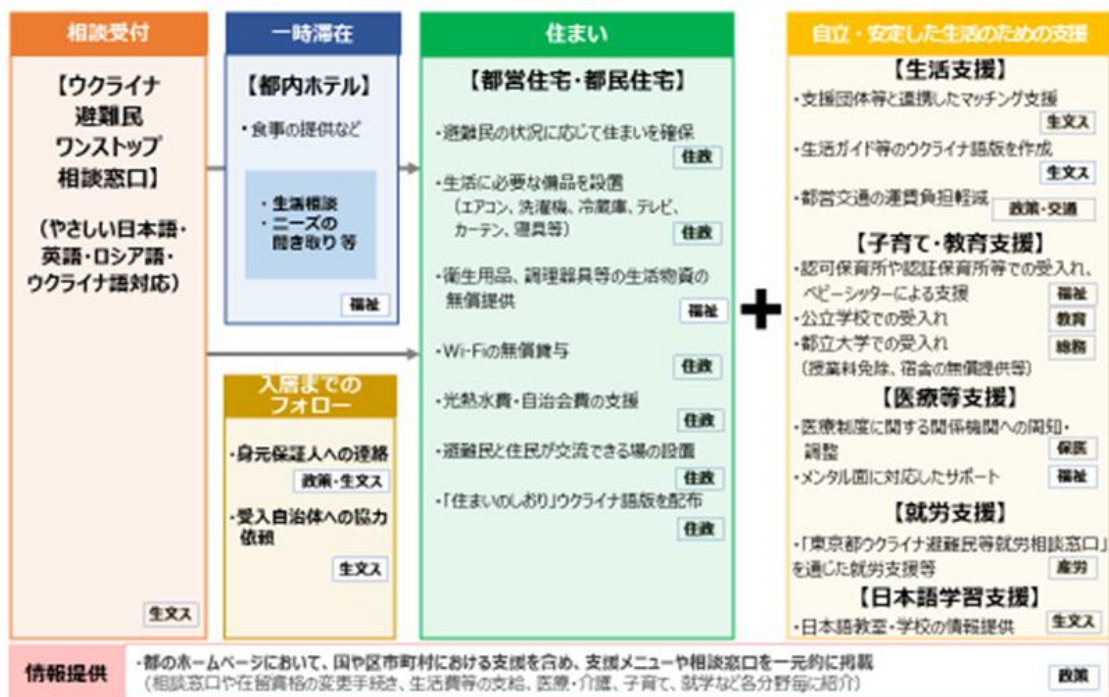


図2 ウクライナ避難民への都の支援策

2 ウクライナサロン実施の経緯・背景

2-1 ウクライナ避難民の孤立化の懸念

令和4年3月の都営住宅への受入開始後1か月ほどで数十組のウクライナ避難民が都営住宅に入居した。中には単身の避難民や支援者がいない避難民もいたため、ウクライナ避難民が

避難先で孤立してしまうことが懸念されたことから、住宅の提供だけでなく、ウクライナ避難民の孤立化を防ぐための支援も求められた。

2-2 ウクライナ避難民が地域で安心して暮らすために

ウクライナ情勢の収束が見えない中、避難生活が長期化した場合に、ウクライナ避難民が地域で安心して生活していくためには、避難民同士や団地に住む居住者と良好な関係を構築することが重要となる。

そこで、都営住宅への受入れが進み、複数のウクライナ避難民が居住する団地が出てきたこともあり、避難民同士の交流や避難民と団地居住者との交流を図れる機会として、ウクライナ避難民向け交流サロンの実施ができないか令和4年4月から検討を始めることとなった。

3 ウクライナサロン実施に向けた進め方

3-1 「東京みんなでサロン」のスキームの活用

都営住宅経営部では、令和3年度にモデル実施した「東京みんなでサロン」事業を、令和4年度から本格実施したところであった。

「東京みんなでサロン」とは、都営住宅の集会所等を活用し、都営住宅や周辺地域の住民の方々の「居場所づくり」を行うことで、地域コミュニティの活性化を図り、多世代が交流を深め、安心して暮らせる環境を整備する事業である(図3)。

「東京みんなでサロン」の仕組みを活用して「ウクライナ避難民交流バージョン」として実施することが可能と考えた。

また、スピード感が求められたため、委託ではなく、職員が企画・運営することで実施しようと考えた(図4)。

3-2 企画

(1) 庁内関係部署への相談

ウクライナサロンのプログラムの企画に当たっては、生活文化スポーツ局(多文化共生所管部署、文化振興所管部署)への相談を行った。

これらの部署への相談をきっかけに東京文化会館において「ミュージックワークショップ」という音楽プログラムを提供していることを知り、ウクライナサロンでの協力をお願いすることとした。

(2) 実施団地の検討

ウクライナ避難民の受入れ人数が多い団地で実施することとし、当初から受入れを進めている5団地の中から実施団地を選定した。

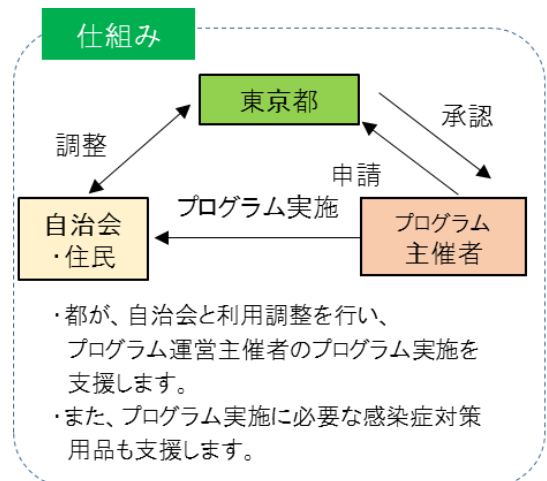


図3 東京みんなでサロン スキーム図

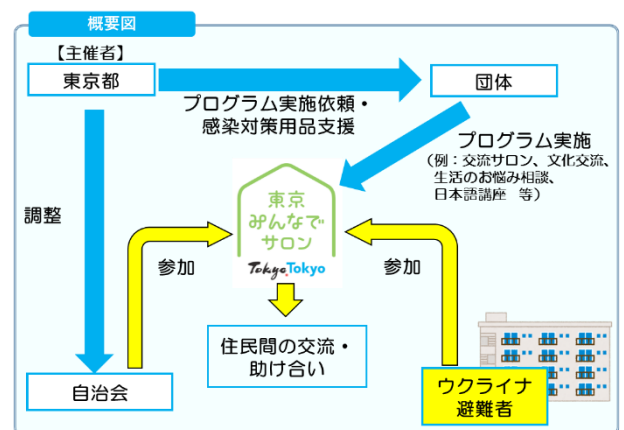


図4 ウクライナサロン概要図

まず3団地を選定し、状況に応じて追加的に実施することとした。また、初回は、都営住宅で最初のウクライナ避難民を受け入れた台東区の団地で実施することとした。

(3) 東京文化会館との協定

東京文化会館とは協定を結び、その中で実施日時、実施場所、実施内容、業務分担及び経費負担について定めた。

3-3 地元区市、自治会との調整

(1) 地元区市との調整

都営住宅に入居したウクライナ避難民は、都営住宅が所在する区市に住民登録を行うため、地元区市は基礎的自治体として住民となったウクライナ避難民の生活全般に関わっていくことになる。そのため、ウクライナ避難民の受入れ区市は、避難民の困りごとや生活実態を把握している場合が多く、ウクライナ避難民支援に当たっては区市との連携は不可欠である。

ウクライナサロンの実施に当たっては、事前に地元区市にサロンの趣旨を説明し、実施への協力依頼等を行った。

自治体によっては、所管部署だけで交流事業の企画・運営まで行うのは負担が大きい場合もあると考えられることから、都自らがウクライナサロンを実施することは地元自治体の負担軽減にも寄与できるのではないかと考える。

(2) 自治会との調整

ウクライナサロンの会場となる都営住宅の集会所は自治会が管理しているため、当日だけでなく、事前の下見、機材等の搬入、リハーサル及び前日の会場設営も自治会から集会所を借りて行った。その日程調整はもちろん、自治会内への周知や参加の声掛け等もお願いし、円滑にサロンを実施できるようにした。

なお、自治会としてサロンの場でウクライナ避難民に伝えたいことがあるか尋ねたところ、ある団地の自治会長から『困ったら、周りの入居者を頼って色々聞いてほしい』と伝えたい』というコメントをいただいた。生活習慣も異なり日本語も話せないウクライナ避難民とのやり取りに苦労されることもあると思われるが、この一言で非常に暖かくウクライナ避難民を迎え入れてくれていることが伺える。

3-4 実施準備

(1) やることリストと役割分担

前述のとおり、年度途中で急遽^{きよ}実施が決まった事業であり、都が直営で行うこととなったため、管理企画担当の職員全員で準備・運営を行った。イベント運営のノウハウもない中での初めての実施であったため、サロン当日までにやり残しがないよう、やることリストを作成し、それぞれの事項ごとに担当者を決め、いつまでに自分の担当業務を終わらせるか期限を決めてリストに記入した(図5)。

これを基にスケジュール表(線表)を作成

項目	概要	担当責任者	予定日	曜日
招待状	ウクライナ避難民宛て招待状の翻訳依頼日		7月1日	金
招待状	招待状用紙への印刷、シリアル番号敷設、入居している部屋番号との紐づけ、封入作業完了日		7月12日	火
招待状	入居者への配布日(ウクライナ人)		7月14日	木
招待状	既存居住者への配布日(日本人)		7月14日	木
招待状	他の団地居住者への郵送発送日		7月14日	木
プレス取材案内	案内のプレス投げ込み日		7月15日	金
プレス取材案内	プレス申し込み受付期限		7月20日	水
プレス取材案内・議会回り	資料完了日		7月8日	金
プレス取材案内・議会回り	プレス・議会資料・回り先資料の技監・幹部レク日(議会日程要注意)		7月11日技監 7月12日幹部 7月13日金浜まわり	月 火 水
製作物	会場案内サイン、タイトル機断幕などの作業日、完成日		7月15日	木

図5 やることリスト(抜粋)

し、完了したものは見え消しにして全員で共有し、進捗管理を行った（図6）。

(2) 物品調達等

必要な備品、消耗品を洗い出し、数量を見積もり、リスト化した。備品類の調達は公社の協力を得たが、職員自身も買い出しを行った。

コロナ禍の最中であったことと、夏の時期でもあったため、検温器・消毒液・マスクを用意し、参加者間の距離も適切に保てるように配置を工夫するとともに、適切な冷房管理や飲料水・経口補水液・氷枕を用意する等熱中症対策も準備を行った。

(3) おもちゃ集め

ウクライナ避難民の子どもたちへのプレゼントのおもちゃについては、職員の中から「せっかくだから買ったものではなく、住宅政策本部や公社の職員からの寄付を募ろう」という意見が出て、本部内にメールでおもちゃの寄付の呼びかけを行った。おもちゃと共に、ウクライナ避難民の子どもたちへのメッセージも募集した。メッセージはウクライナ語に翻訳し、おもちゃに添えてラッピングを施した。

数度の呼びかけで、100を超えるおもちゃが集まった。

御協力いただいた職員の皆様にはこの場を借りて改めて御礼申し上げたい。

なお、サロン当日は、来場したウクライナの子どもたちに、都営住宅の抽選で使っていた回転式抽選機を回してもらい、好きなものを選んでもらうこととした。もちろん、外れはなく、全て当選玉である（図7）。

(4) 招待状、会場内の案内サイン等の作成及び翻訳

職員が日本語で作成し、生活文化スポーツ局を通じて東京都つながり創生財団にウクライナ語への翻訳をお願いした（図8、図9）。つながり創生財団には、サロン当日の通訳の派遣も依頼した。

招待状にはシリアルナンバーを付し、当日は受付で招待状を提示してもらうこととした。これにより、受付で言葉での

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	13月	14月	15月	16月	17月	18月	19月	20月	21月	22月	23月	24月		
控室	●水道・電気調遣【-】 ●エアコン・冷暖房・カーテン ●事務機具整備完了【-】					●控室の扉の塗装日【-】							●廊から備品搬入①										
購入備品									●緊急の納品【招待状、 リネン類】【-】				●パイプ椅子等授受収納品【 ●おもちゃ収納品【 ●備品最終確認【 ●追加発注【										
招待状						●印刷【-】			●作成、 封入作業完了【-】		●他（印刷）居住者への郵送発送【-】 ●入居者への配布（ウクライナ人）【-】 ●既存居住者への配布（日本人）【-】								【リハ集合】 ※注：会場 場所：集合所前				
製作物・おもちゃ類						●回転式抽選機の 搬入日【-】	●収集状況確認・再依頼① （会社員等）【-】					●メッセージ翻訳【-】 ●検印サイン・印刷準備完了【-】											
進行台本						●通訳協力者の確保（中文・英会話）【-】 ●第一稿完成【-】																	
プレス・選 会・幹部・ V録音・ 補佐官							●資料完成【-】 ●部員向け（11:00-11:30）【-】			●録音（11:00-11:30）【-】 ●V録音・録音完了【-】 ●会場回り【-】 ●代表取材依頼（14:00）【-】													
区・自治会 ウクライナ 人任氏調整						●台東区情報提供【-】	●自治会長・役員への展 開（14:00）【-】				●区に情報提供 （議会、招待状）【-】												
文化会館、 関係関係							●現地案内（14:30）【-】			●文化会館に情報提供 （プレハ、議会）【-】			●文化会館との演目内容の確認【 ●前後の音楽【										

図6 スケジュール表



図7 集まったおもちゃ

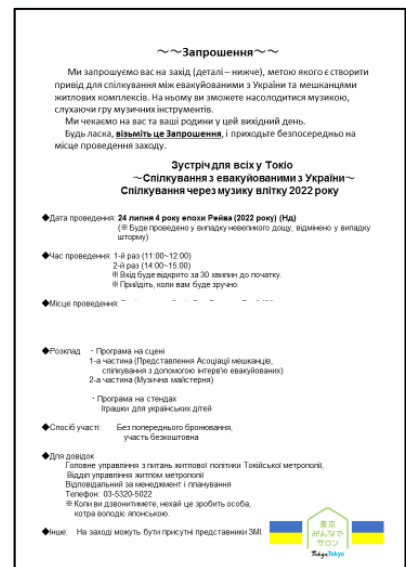


図8 招待状

やり取りができない場合でも、招待状を提示してもらえれば来場者が分かるようにした。

(5) しおり及び台本の作成

当日の運営体制とスケジュール、会場のレイアウト等を記載した「しおり」を作成し、スタッフ間で共有した

(図10)。



図9 サインの一例

また、台本作成に当たっては、ウクライナ語の通訳が入るので、司会(管理制度担当課長が務めた)のセリフとどこで通訳を入れるか分かるように台本を作り、事前に通訳と共有した。

(6) 招待状のポスティング及び参加者集め

招待状のポスティングも職員が行った。日本語が話せない多くのウクライナ避難民に会場していただくため、避難民の身元引受人に電話をし、「招待状をドアポストに入れたので、都合がつかない場合は是非御参加いただきたいと避難民にお伝えいただきたい」旨を依頼した。

(7) プレスへの取材案内及び代表幹事社への依頼

都庁記者クラブに取材案内の配付を行うとともに、取材場所が狭いことから代表幹事社宛て代表取材での撮影を依頼した。

なお、プレス各社に対しては、ウクライナ避難者のプライバシーの関係から、都営住宅の場所が特定されないように、配慮を求めた。



図10 しおり

4 令和4年度のウクライナサロンの開催状況

4-1 開催概要(当日の様子は図11~図15)

前述のとおり、令和4年度は東京文化会館と連携して、音楽を通じたワークショッププログラムなどをコンテンツにした交流会を開催した。

プログラムの概要は以下のとおりである。

(1) ステージプログラム

第1部(自治会の紹介や避難者インタビューによる交流)

第2部(ミュージック・ワークショップ)

(2) ブースプログラム

ウクライナの子どもたちにおもちゃをプレゼント

4-2 開催実績

開催実績は表1のとおりであり、3団地で開催した。

コロナ禍で密な状態になることを避けるため、午前の部と午後の部に分けて同内容を2回実施した。



図11 第1部(自治会紹介等)の様子(台東区での開催)



図12 おもちゃプレゼントの様子(足立区での開催)

	実施日	実施区・市	参加人数 (避難民と団地居住者の合計)
第1回	令和4年7月24日(日)	台東区	59
第2回	令和4年8月28日(日)	昭島市	42
第3回	令和4年10月30日(日)	足立区	38
合計			139

表1 令和4年度ウクライナサロン開催実績

ミュージックワークショップでは、日本の楽曲のほか故郷に思いをはせられるようウクライナの有名な楽曲演奏も行い、参加者が涙を流す場面もあった。

なお、地元区市で活動するウクライナ避難民の支援団体が参加し、物資のプレゼントを行った回もあった。第2回(昭島市)ではパン、クラッカー、水、野菜ジュースなど、第3回(足立区)では野菜の栽培キットや文具の配布があり、ウクライナ避難民に喜ばれていた(図13)。

(1) 参加者の感想

① 避難民の感想

- ・とても楽しかった。
- ・ストレス発散になった。
- ・イベント開催に感謝している。
- ・おもちゃがもらえてうれしい。
- ・日本の音楽を知ることができてとても楽しかった。



図13 支援団体からのプレゼント

② 日本人の感想

- ・仲が深まる良い取組だと思う。
- ・避難民がほとんど参加してくれてよかった。
- ・このイベントをきっかけにもっと交流を深めていきたい。



図14 ミュージックワークショップの様子
(昭島市での開催)



図15 ミュージックワークショップの様子
(足立区での開催)

(2) 報道

台東区での開催は、テレビ朝日及びTBSの夕方のニュース番組で「ウクライナ避難民と都営住宅住民らが交流」などと報道され、ウクライナ避難民が「とても楽しかった」「ストレスを少し発散できた」などとインタビューに答える様子が放送された。

また、足立区での開催は、MXテレビ及び産経新聞で報道された。産経新聞では、「都営住宅

の集会所で行われた交流会では、住民らが琴や和太鼓を使って『さくら』や『春の海』などを演奏した」などと報じられ、「すごく楽しくて、みんなにありがとうを伝えたい」「もっと交流し、日本語を話す機会を増やしたい」といったウクライナ避難民の感想が紹介されていた。

5 令和5年度の実施に向けて

5-1 実施方法の見直し

令和4年度は急遽^{きょと}実施が決まったため、企画、準備、当日の装飾・運営まで全て直営で行い、職員総出で取り組んだが、今後も持続的に実施していくためには委託契約による実施が必要であった。

そこで、令和5年度は、公社を通じて広告代理店等へ委託して実施することとした。令和4年度は「東京みんなでサロン」の仕組みの中で実施したので、公社は指定管理者として都に協力して共に運営に当たっており、公社にもノウハウが蓄積されたことを踏まえたものである。

令和4年度末から、委託に向けて以下の工程で取り組んだ。

- ① 事業者調査（関係先から情報収集）
- ② 事業者ヒアリング
- ③ 仕様書の検討
- ④ 公社との調整（都と公社との役割分担、委託業務内容、実施回数、スケジュールなど）

5-2 プログラムの企画

令和4年度の音楽を通じたワークショッププログラムは、ウクライナ避難民と日本人が一緒に参加して楽しめる内容で、ウクライナ避難民と団地居住者が互いに顔を合わせる良い機会となった。

令和5年度は、更に一歩進めて、ウクライナ避難民と団地居住者との間に自然に会話や交流が生まれるようなプログラムにしたいと考えた。

上記5-1の事業者ヒアリングの内容も参考に、公社職員とアイデア出しをした結果、ウクライナ避難民と居住者が互いにコミュニケーションを取りながら日本文化体験をするプログラムとして、「書道体験」を行うこととした。

また、令和4年度の実施に当たり、住宅政策本部職員及び公社職員に御協力いただき、多くのおもちゃが集まったので、令和5年度においても、残ったおもちゃを活用し、プレゼントを引き続き行うこととした。

6 令和5年度のウクライナサロンの開催状況

6-1 開催概要

書道体験を通じて日本文化を楽しむ交流会を開催した。

プログラムの概要は以下のとおりである。

(1) 書道体験（日本の文字を筆と墨を使って書く体験）

あらかじめお手本を二種類用意した（図16）。

練習の後、用意した色紙に清書し作品を持ち帰っていただいた。

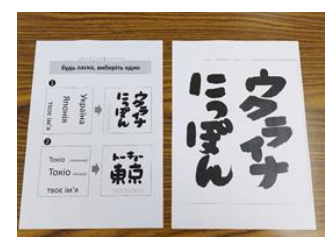


図16 書道お手本

(2) フリータイム（折り紙で交流）

折り鶴や兜など日本らしい折り紙を中心に、ハロウィンの「かぼちゃ」など季節感のある折り紙を体験していただいた（図 17）。



図 17 折り紙で交流

(3) ブースプログラム

ウクライナの子どもたちにおもちゃをプレゼント

6-2 開催実績

開催実績は以下のとおりである。年度内に 5 団地で開催予定である。

令和 5 年 11 月末現在

	実施日	実施区・市	参加人数 (避難民と団地居住者の合計)
第 1 回	令和 5 年 9 月 3 日(日)	足立区	25
第 2 回	令和 5 年 10 月 22 日(日)	昭島市	19
第 3 回	令和 5 年 11 月 12 日(日)	葛飾区	12

表 2 令和 5 年度ウクライナサロン開催実績（11 月末現在）

なお、昭島市での実施では、令和 4 年度に引き続き、ウクライナ避難民の支援団体に参加いただき、冬物の衣類のプレゼントがあった。支援団体が寄付で集め、きれいにクリーニングした衣類が受付に並べられ、ウクライナ避難民に自由に持ち帰っていただいた。

また、当該支援団体では、ウクライナ避難民向けに様々なイベントを開催しており、過去のイベント写真の配付も行った（図 18）。

(1) 参加者の感想（当日の様子は図 17～図 19）

① 避難民の感想

- ・初めての体験でとても楽しかった。
- ・うまく書けてうれしい。
- ・記念になった。
- ・書道が好きになった。

② 日本人の感想

- ・避難民の方と話ができて良かった。
- ・久しぶりに習字をやって楽しかった。
- ・避難民の方が上手に書いていて驚いた。
- ・一緒に書こうと言ってもらえて感激した。
- ・避難民の方が参加してくれて良かった。



図 18 支援団体による衣類・写真の配付



図 19 書道体験プログラムの様子

(2) 担当者の感想

書道体験では、ウクライナ避難民と団地居住者が自然と交流できるように、作品に自分の名前を書く際に、同じテーブルの日本人がウクライナ避難民に名前(ニックネーム)を聞き、お手本を示す、というやりとりを参加者にお願いした(図20)。

この仕掛けがとても効果的で、最初はぎこちなかった日本人とウクライナ避難民に自然に会話が生まれ、あちこちのテーブルで頭を寄せ合って字を書いて見せ合っている様子が見られた。

ある会場で、ウクライナ避難民の若者が、団地居住者の年配の女性に「二人で一緒に書きましょう」と話しかけ、二人で一枚の色紙に「平和」の文字と、それぞれの名前を書いていた様子が非常に印象的だった。

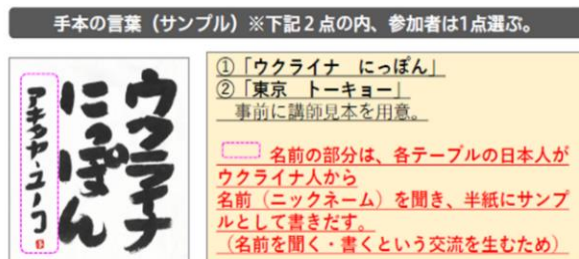


図20 交流を生む仕掛け

7 多言語対応の取組

ウクライナサロンのみならず、都営住宅へのウクライナ避難民の受入れに当たって生活の拠点である住まいを提供している観点から、日常生活に関する様々な多言語対応を行っているので、その取組についても触れる。

7-1 「住まいのしおり」ウクライナ語版の作成・配付

都営住宅の居住者には、住まい方のルール、使用料・各種手続等を記載した冊子「住まいのしおり」を入居時に配付している。

ウクライナ避難民の使用言語は様々で、ウクライナ語のみの方やロシア語のみの方もいる。英語ができる方もいるが、できない方もいる。また、ウクライナ避難民の支援者についても日本人のみならず、日本在住のウクライナ人もいることから、日本語、英語、ウクライナ語及びロシア語の4か国語対応の「住まいのしおり」を作成・配付することとした。

既に外国人居住者向けに日本語、英語、中国語及び韓国語の4か国語版を作成していたが、ウクライナ避難民の場合は目的外使用許可による入居であるため一般居住者とは入居条件や必要な手続も異なることから、現行のものから必要な項目を洗い出した上で、翻訳委託を行った(図21)。

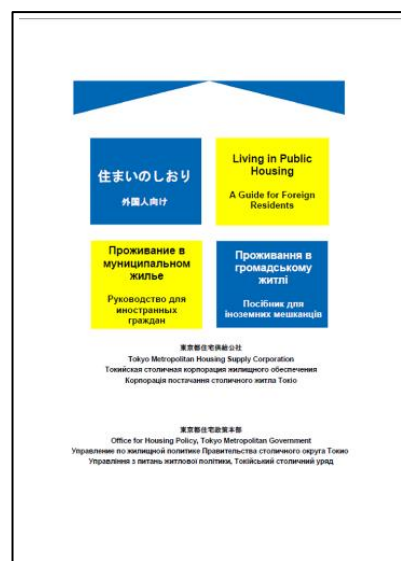


図21 住まいのしおり
ウクライナ語版 表紙

完成直前になって、ウクライナでは地震が少ないため、地震に関する記載が必要ではないかとの意見を受け、急遽「家庭での地震への備え」「地震が起きたときの行動」について周知する文章をウクライナ語及びロシア語で追加した（図 22）。

7-2 多言語翻訳機の配付

ウクライナ避難民の受け入れが進むにつれ、受け入れられている団地の自治会からは、言葉の壁があり、教えてあげたくてもうまくコミュニケーションが取れないという意見が多く出ていた。

避難が長期化する中、ウクライナ避難民と自治会とが円滑にコミュニケーションを図れるよう、ウクライナ避難民を受け入れている団地自治会に対して、多言語翻訳機を無償貸与することとした。

地震への備えについて

日本では、しばしば各地で地震が発生しています。

突然の地震に備えましょう！

地震は、いつ起こるか分かりません。被害を少しでも軽くするため、家具の転倒防止をはじめ、地震対策について各家庭で日ごろから心がけてください。

家庭でできる地震対策

(1) 家具は倒れないよう、つっぱり棒式の転倒防止器具で固定しましょう。付長押がある住宅では、L字型の固定金具を使って固定しましょう。

(2) 家具がぶつかってガラスが割れるのを防ぐため、ガラス窓等を背にして置かないようにしましょう。

(3) 落ちてきてケガをするような重いものは、家具や棚の上に置かないようにしましょう。

(4) 食器棚などのガラスには、飛散防止フィルムを貼って、割れても飛び散らないようにしましょう。

(5) 日頃から小さな揺れでも、火を消す習慣をつけましょう。

(6) 避難路にあたる廊下、階段、ベランダには物を置かないようにしましょう。

(7) 非常用の飲料水・食料・医薬品・防災用品などを備えておきましょう。

いざ、地震が起きたら落ち着いて行動しましょう。

(1) グラつきたら、まず身の安全を確保し、テーブルの下などに身をふせましょう。

(2) 落ち着いて火の始末をしましょう。出火したら落ち着いて消火してください。

(3) 転倒・落下した家具類やガラスの破片に注意しましょう。

(4) 窓や戸を開けて、出口を確保してください。

(5) あわてて外に飛び出さない。落下物に注意してください。

(6) エレベーターは使用しないでください。（揺れや停電により停止し、閉じ込められるおそれがあります。）

(7) 門やブロック塀には近寄らない。落ち着いて安全な場所に避難しましょう。

(8) テレビやラジオ、都や消防・警察機関などの正確な情報により行動してください。

図 22 住まいのしおりウクライナ語版地震に関するページの記載内容

8 おわりに

国においては、出入国管理及び難民認定法の改正により、紛争避難民が「難民」に準じて保護される制度（補完的保護対象者認定制度）が創設され、令和 5 年 12 月 1 日から開始された。これにより、ウクライナ避難民が日本で自立して生活していくための国の支援が制度化されたことになる。

今後、国内におけるウクライナ避難民をめぐる状況は変化していくことも考えられるものの、現在もウクライナ情勢の収束は見え、今後もウクライナ避難民の入国が続くことが想定されることから、ウクライナ避難民への支援が必要な状況は継続していくものと思われる。引き続き、都としての方針の下、各局と連携しながらウクライナ避難民に寄り添った支援に取り組んでいく。